

水質汚濁防止法等の改正経緯について

年	水環境に関する出来事	
1956	S.31	水俣病の公式確認
1958	S.33	本州製紙事件の発生
		旧水質2法(水質保全法・工場排水規制法)の制定 ～指定された水域における排水規制の導入～
1959	S.34	旧水質2法の施行
1965	S.40	新潟水俣病の公式確認
1967	S.42	公害対策基本法の制定
1970	S.45	公害国会
		水質汚濁防止法の制定 ～全国一律排水規制の導入～
		水質環境基準の閣議決定
1971	S.46	環境庁の発足
1972	S.47	水質汚濁防止法の改正 ～無過失賠償責任の導入～
1973	S.48	瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定
1978	S.53	瀬戸内海環境保全特別措置法の制定 ～特定施設の許可制、汚濁負荷量による総量規制等の導入～
		水質汚濁防止法の改正 ～閉鎖性海域における総合的な対策の導入、汚濁負荷量による総量規制等の導入～
1982	S.57	湖沼における窒素・りんに係る環境基準の設定
1984	S.59	湖沼水質保全特別措置法の制定 ～湖沼における総合的な対策、汚濁負荷量による総量規制等の導入～
1985	S.60	湖沼に係る窒素・りんの規制基準の設定
1989	H.1	水質汚濁防止法の改正 ～地下浸透規制、事故時措置の導入～
1990	H.2	水質汚濁防止法の改正 ～生活排水対策の導入～
1991	H.3	土壌の汚染に係る環境基準の設定
1993	H.5	環境基本法の制定
		海域における窒素・りんに係る環境基準の設定
1994	H.6	水道水源2法の制定
1996	H.8	水質汚濁防止法の改正 ～地下水汚染に対する浄化措置命令の導入、事故時措置の拡充～
1997	H.9	地下水の汚染に係る環境基準の設定
2001	H.13	環境省の発足
2003	H.15	水生生物保全に係る環境基準の設定
2005	H.17	湖沼水質保全特別措置法の改正 ～流出水対策、湖辺環境保護の導入～